

# 仕 様 書

## 1 業務名

岡山市立学校園等職員健康診断に係る業務(単価契約)

## 2 各業務の名称

A 岡山市教職員定期健康診断に係る業務(個別検診)

B 岡山市立学校園等新規採用教職員健康診断業務

## 3 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

## 4 経費の負担

この業務に必要な消耗品・機器及び搬入・運搬、成果物等の郵送費などの諸経費は、あらかじめ岡山市教育委員会が認めた場合を除き、すべて受注者の負担とする。

## 5 個人情報の保護

- (1) 受注者は、この業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等を遵守し、別紙「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、個人情報の提供や管理等、その取扱いについて細心の注意をもって対処しなければならない。
- (2) この業務の処理に際して情報セキュリティに関する事故が発生した場合、適切な説明責任を果たす必要があると認められるときは、発注者は当該事故の公表をすることができるものとする。

## 6 健診単価割合設定等及び入札書への記載金額

- (1) 各健診単価の割合は「別紙1 岡山市立学校園等職員定期健康診断業務(単価契約)検査項目・予定数量及び健診単価割合表」のとおりとする。
- (2) 入札書へは、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。なお、入札書へ記載するのは基準単価である血液生化学検査(肝機能、血中脂質、血糖、尿酸代謝、血清クレアチニン)の1人当たりの単価とする。
- (3) 各健診単価の算出方法は、基準単価に別紙1に記載した比率を乗じて得た額(10円未満の額は四捨五入とする。)とする。

## 7 費用の請求方法

- (1) 本件業務に係る費用は、各契約単価に実施者数を乗じて得た額の総額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。
- (2) 費用の請求は、すべての健診業務が終了後、健康診断結果の報告が適正に行われ、岡山市教育委員会の検査確認が完了し次第、すみやかに行うものとする。

## 8 その他

- (1) 受注者は、業務遂行中に事故等が発生した場合は、すみやかに適切な対応を行うとともに、原因調査を行い岡山市教育委員会に報告する。
- (2) 受注者は、業務遂行にあたり、過失により第三者に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、受注者の責任で賠償等を行う。
- (3) 受注者は、この仕様書又はその他の事項について疑義が生じたときは、その都度岡山市教育委員会と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 医師法・医療法等の関係法令を遵守すること。

## 9 各業務の内容

別添のとおり

## 各業務の内容

### A 岡山市教職員定期健康診断に係る業務(個別検診)

#### 1 業務の目的

労働安全衛生法第66条、労働安全衛生法施行第22条、労働安全衛生規則第44条に基づき、岡山市教職員定期健康診断(個別検診)を実施するものである。

#### 2 業務の範囲

- (1) 健康診断受診票(問診票)の作成及び納入
- (2) 健康診断の実施
- (3) 健康診断に基づく判定
- (4) 健診結果に係る報告
- (5) 健診結果、エックス線撮影記録及び心電図記録の保存・管理

#### 3 実施場所

個別健診実施場所は、受注者が指定する常設の健康診断施設とする。

#### 4 健康診断の対象者等

##### (1) 健康診断の対象者

##### ① 対象者

岡山市立小学校、岡山市立中学校、岡山市立高等学校、岡山市立義務教育学校及び幼稚園に勤務する教職員。

なお、岡山市教職員定期健康診断(集団健診)及び人間ドック受検者は除く。

ただし、岡山市教職員定期健康診断(集団健診)における胸部レントゲン検査で要精密検査の対象になった者の2次検査を含む。

##### ② 検査項目及び受診予定人数

別紙1「検査項目・予定数量及び健診単価割合表」のとおり

ただし、次に掲げる事項に注意すること。(別紙2「検査項目対象者一覧」参照)

ア 胸部レントゲン撮影は、デジタル撮影を原則とする。

イ 腹囲測定、血液検査、心電図検査については、全員が対象であるが、医師の判断により省略することも可能である。

ウ 内科健診については、全員に実施する。

エ 胃部レントゲン撮影については、年度内に40歳に達する者及び40歳以上の者に実施する。また、対象年齢以外の者の受診はできない。

##### (2) 健康診断の実施時期等

① 個別健診については、契約日から令和9年3月31日までの間に実施とする。

② 受注者は、車椅子の職員には施設での個別健診で胸部及び胃部レントゲン撮影を実施することを原則とする。もしくは、受注者が指定する常設の健康診断施設での個別健診を実施する。

## 5 業務の実施方法

### (1) 精度管理

- ① 受注者は、別紙3「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成16年度厚生労働省告示第242号）」における精度管理に関する事項に準拠して、精度管理を行うものとする。
- ② 受注者は、検査値の精度等が保証されたものとなるように、外部精度管理調査を定期的に行うこととし、落札決定後すみやかに、外部精度管理調査の実施を証する書面を岡山市教育委員会に提出しなければならない。また、履行期間中に外部精度管理調査を実施したときは、すみやかにその実施を証する書面を岡山市教育委員会に提出しなければならない。

### (2) 業務の事前・事後打合せ

- ① 受注者は、落札決定後速やかに、業務の実施方法及び内容の詳細、並びに電子データの構成等について、岡山市教育委員会と打合せを行うものとする。
- ② 健診終了後、受注者は岡山市教育委員会と事後の反省会を行うものとする。

### (3) 健康診断受診票（問診票）の作成

- ① 健康診断受診票（問診票）には、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号、第18条に指定する特定健康診査を言う）に係る標準的な質問票を網羅し、加えて家族歴、生活習慣、自覚症状等の質問項目を設けるものとする。

### (4) 健康診断の実施

- ① 受検方法は、個別健診を実施する。
- ② 健康診断は、岡山市立学校園所属者に対し、管理・運営する健康診断施設で、その都度個別に実施する。なお、岡山市教育委員会は受験者の基本情報（教職員の所属名・職員番号・氏名・性別等）について、受注者に事前連絡する。

#### ③受検者は以下のとおりとする。

ア 集団健診実施期間外に復職をする者で岡山市教育委員会が指定した者。

イ 集団健診実施機関が胃部レントゲン間接撮影を実施する場合に直接撮影を希望し、岡山市教育委員会が指定した者。

ウ 集団健診において胸部レントゲン撮影を実施できなかった者で、岡山市教育委員会が指定した者。

エ 胸部レントゲン撮影結果により岡山市教育委員会が2次健診を指定した者。

オ その他、岡山市教育委員会が指定した者。

- ④ 受注者は、6（1）②に定める「検査項目」に掲げる検査について、受検者の都合等によりその一部を省略したときは、別紙4「成果物一覧表」の②「受検者結果一覧（岡山市教育委員会あて）」へ省略した理由を付記するものとする。
- ⑤ 健康診断の実施に当たっては、岡山市教育委員会が定める「教職員の定期健康診断実施要領」（令和8年度版）により行わなければならない。また、この仕様書で定められていない事項についての取扱いは、別途協議するものとする。
- ⑥ 岡山市教育委員会との窓口として、業務に精通した担当者を1名選定し、担当者は定期健康診断に係るすべての業務の連絡・調整等に誠意をもって当たること。

(5) 健診結果に基づく判定

- ① 健康診断は、別紙5「日本人間ドック学会の判定区分(2025年4月1日改定)」に基づいて、検査項目ごとの判定を行うほか、これらの判定を基に医師の所見を交えた総合的な判定を行うものとする。
- ② 検査項目の判定基準及び判定区分は、基本的に受注者の基準によるが、事前に当該基準を岡山市教育委員会へ示し、協議するものとする。
- ③ 胸部X線検査の読影結果の判定は、「平成19年3月岡山県生活習慣病検診等管理指導協議会肺がん部会」作成の別紙6「岡山県の肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分」によって行い、仮判定で「d」及び「e」に該当するものについては比較読影を行う。  
比較読影は、二重読影の結果に基づき、過去に撮影した胸部X線写真と比較しながら読影し、次のいずれかの方法で行う。  
ア 2名以上の医師が比較読影を行う方法  
イ 二重読影を行った医師のうち指導的立場の医師が比較読影を行う方法  
読影結果の判定は、「平成19年3月岡山県生活習慣病検診等管理指導協議会肺がん部会」作成の「岡山県の肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分」によって行う。
- ④ 各検査項目の判定基準及び判定区分は、事前に当該基準を岡山市へ示し、協議するものとする。ただし、産業医の指示等により、別途岡山市教育委員会で指定した場合は、岡山市教育委員会と協議のうえ、その指示に従うこと。

(6) 健診結果に係る報告

- ① 受注者は、本件委託業務に係る成果物として、各健診ごとに別紙4「成果物一覧表」に掲げるものを、それぞれ同表に示す期間内に各宛先へ提出しなければならない。
- ② 受注者は、要再検査・要精密検査又は要医療該当者等であって緊急の対応を要すると考えられるものについては、上記①の報告にかかわらず、速やかに岡山市教育委員会へ連絡するものとする。
- ③ 検査結果、その他教職員からの問い合わせについては、随時応じること。

(7) 健診結果、レントゲン撮影記録及び心電図記録の保存・管理

受注者は、健診結果、レントゲン撮影記録及び心電図の記録等を診療情報として関係法令に従って保存するとともに、履行期間経過後であっても、岡山市教育委員会の要請を受けたときは、これを貸し出せるようにしなければならない。

## 6 その他

胸部二次検診については下記のとおりとする。

胸部レントゲン撮影において要精密検査者については、呼吸器専門医等の二重読影を実施の上、指示に基づき胸部直接撮影又はCT検査を実施する。なお、結核の疑いのある者については、呼吸器専門医等の指示に基づき、血沈、喀痰、I G R A検査等を必ず実施する。その他の検査項目についての再検査を実施する医療機関は未定であり、本業務には含まれない。

## B 岡山市立学校園等新規採用教職員健康診断業務

### 1 業務の目的

労働安全衛生規則第43条に基づき、新規採用教職員の健康診断を実施するもの

### 2 実施場所

受注者が設置又は管理運営する岡山市内の健康診断施設

### 3 業務の内容

#### (1) 打合せ

受注者は、落札決定後すみやかに、見積内訳書（検査項目ごと）を提出するとともに、業務の実施方法や受付時間の設定等詳細について、岡山市教育委員会と打合せを行うこと。受診者割り振り等の日程調整は岡山市教育委員会で行い、受診者名簿は、原則として、実施日の2週間前までに提供する。（受注者は、名簿提出後に受診者から日程変更の依頼があった場合は、対応、調整すること。）

#### (2) 健康診断の実施

ア 受付業務及び健康診断当日の運営は受注者で行うこと

イ 検査項目

①	既往歴及び業務歴の調査
②	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
③-1	身長、体重、BMI、腹囲の検査
③-2	視力（裸眼視力、矯正視力）の検査
③-3	聴力(1000ヘルツ、4000ヘルツ) オーディオメータによる検査
④	胸部エックス線検査
⑤	血圧の測定
⑥	貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査、ヘマトクリット）、白血球数
⑦	肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTPの検査）
⑧	血清尿酸
⑨	血清クレアチニン
⑩	血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド <sup>1</sup> の量の検査）
⑪	血糖検査
⑫	尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
⑬	心電図検査

ウ 実施期間

(ア) 令和9年度新規採用教職員

令和9年2月1日（月）から令和9年2月27日（土）までの日曜日と祝日を除く期間内で実施  
すること。

(イ) 令和8年度採用臨時的任用教職員

採用決定から採用日の前日（令和9年3月31日）までの間

(3) 健康診断結果報告

- ア 受注者は、本件委託業務に関わる成果物として、別紙 1「成果物一覧表」に掲げるものを、それぞれ同表に示す期間内に岡山市教育委員会へ提出しなければならない。
- イ 受注者は、要再検査・要精密検査又は要医療該当者であって緊急の対応を要すると考えられるものについては、上記アの報告にかかわらず、速やかに岡山市教育委員会へ連絡するものとする。

(4) 健診結果、エックス線撮影記録及び心電図記録の保存・管理

受注者は、健診結果、エックス線撮影記録及び心電図の記録等を診療情報として関係法令に従って保存するとともに、履行期間経過後であっても、岡山市教育委員会の要請を受けたとは、これを貸し出せるようにしなければならない。

**6 受診体制等 (受診予定者数 350人以内)**

- (1) 1日20人まで受け入れが可能であること
- (2) 1日の受診人数の設定は岡山市教育委員会と打合せのうえ、その指示に従うこと
- (3) 車椅子等利用の身体障害者の受け入れが可能であること
- (4) 受診辞退者があるため留意すること